解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

新潟県新発田市新栄町一丁目一番六号

医療法人社団よつば会

清算人　渡部　坦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和八年六月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市城東区新喜多一丁目二番七号リバーカントリーガーデン二〇三号室

医療法人祥和会

清算人　小森　正明

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪府枚方市宇山町五番一七号

医療法人やしろ皮膚科

清算人　八代　典子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十九日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

香川県善通寺市金蔵寺町一三三七番地

宗教法人秀教寺

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代